

民間社会福祉施設の増改築、補修、設備の改善ならびに特殊備品の購入等に必要な資金の貸付を行っています。

○貸付事業の種類

1 民間社会福祉振興資金貸付事業

■貸付対象者・対象事業等

- ・貸付対象者は、社会福祉法第2条に定められた社会福祉事業を営むもので、本会の会員であること。
- ・貸付対象事業は、社会福祉施設の増改築、補修および設備の改善ならびに備品等の購入を行う事業であること。

■貸付条件

貸付額：500万円以内

ただし、貸付額は原則として事業に要する経費（補助金および福祉医療機構からの借入金がある場合はその額を差し引いた額）の8割以内

償還期限：最長7年以内（貸付額による）

償還：（据置期間3ヶ月経過後）半年賦または補助金交付後一括返済

利息：年1.5%、ただし据置期間中は無利子

2 社会福祉施設建設費つなぎ資金貸付事業

■貸付対象者・対象事業等

- ・社会福祉法人等が社会福祉施設の新築及び増改築等のために必要とする資金であり、次の条件のいずれかを具備するもの。

- ① 法的または制度的な補助金による事業
- ② 福祉医療機構からの借入による事業

■貸付条件

貸付額：2,000万円以内

ただし、貸付額は法的または制度的補助申請額および福祉医療機構からの借入申請額の合計額の2分の1以内

貸付時期：貸付対象で補助事業の場合、交付決定日以後とし、福祉医療機構からの借入の場合は、県が申込書を進達した日以後

償還期限：補助金または借入金のうち、いずれか早い償還方法
資金の交付から5日以内に一括償還

利息：年3%

お問い合わせ先

鹿児島県社会福祉協議会 施設福祉部
〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7（県社会福祉センター4階）

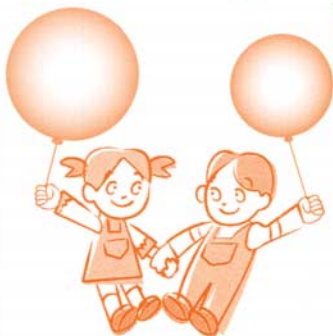
TEL 099-257-3855(内線410)

FAX 099-250-9358

安心を支えます

ボランティア活動保険

ボランティア活動中のケガや賠償事故を補償



特長

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償
- 熱中症(日射病・熱射病)による障害も補償
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償
- 地震等天災によるケガも補償(天災タイプ加入の場合)

ボランティア行事用保険

地域福祉活動の一環として行うボランティアに関する行事におけるケガや賠償事故を補償！

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャー等の活動中のケガや賠償事故を補償！

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故等によるケガを補償！

保険料(掛金) Aプラン...260円 Bプラン...420円 Cプラン...590円
天災危険補償タイプもあります。

お申込み、ご照会は、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社として一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

http://www.fukushihoken.co.jp

〈引受幹事保険会社〉日本興亜損害保険株式会社